（様式－1）

（平成20年10月1日作成）

事　務　処　理　フ　ロ　ー　図

事務名　都市計画施設等の区域内の建築許可等※

作成部署　都市整備局市街地建築部建築指導課指導係　電話30-745～748

《事務処理フロー図》

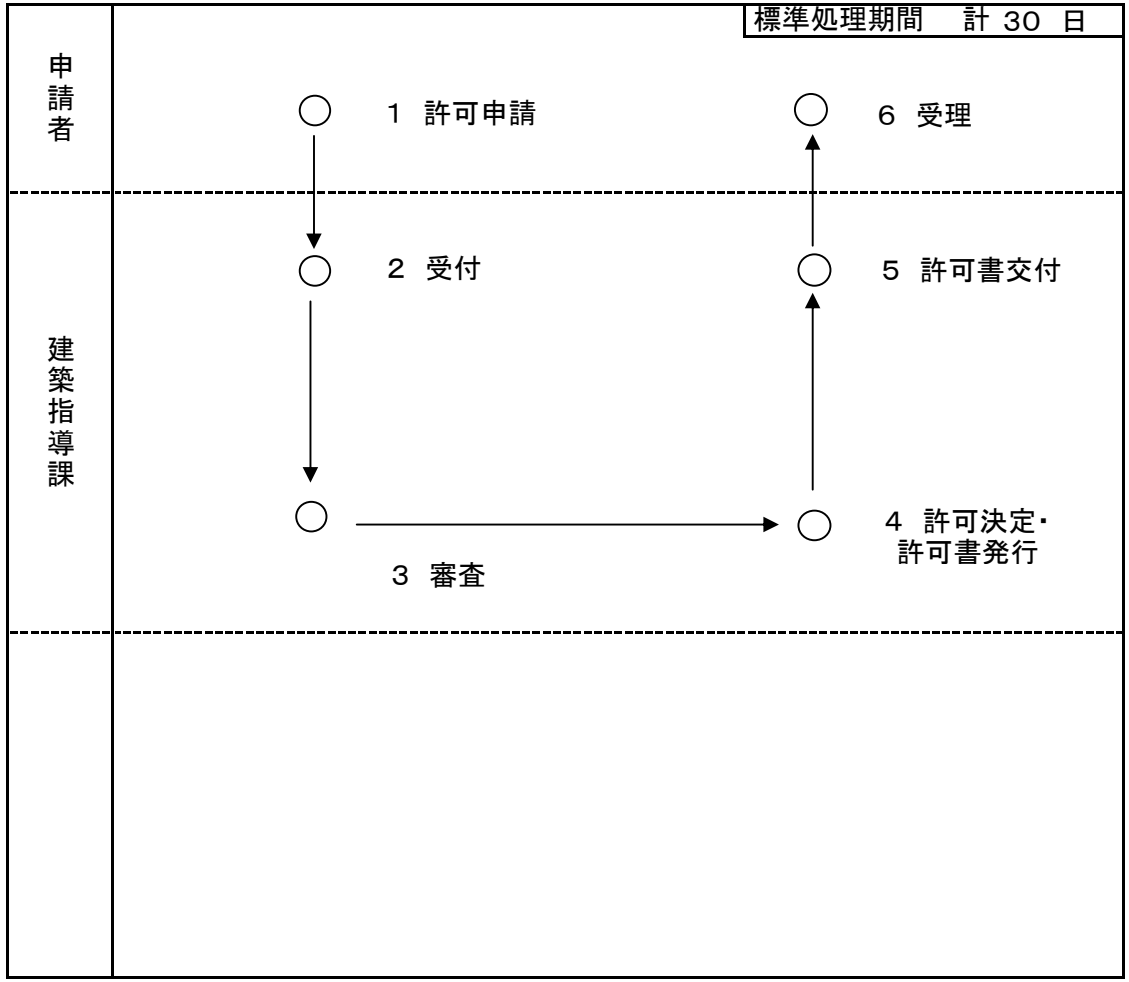

《事務処理フロー図の説明》

項番	項 目	説　　明
1	許可申請	申請者は、受付窓口（建築指導課、島部は各支庁）に申請書を提出します。
2	受付	提出された許可申請書の形式審査を行い、適正であれば受け付けます。
3	審査	許可することが相当な建築物であるか審査を行います。
4	許可決定・許可書発行	許可を決定し、許可書を作成します。
5	許可書交付	許可書を申請人に対し交付します。
6	受理	

※（第一種及び第二種文教地区内）制限建築物の特例許可